独立行政法人森林総合研究所の平成２４事業年度評価結果の主要な反映状況

１．役員人事への反映について

役員人事への反映	独立行政法人評価委員会による平成２４年度の総合評価が「A」評価であり、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断されたこと等を踏まえ、役員の交代等は行わなかった。

２．役員報酬への反映について

役員報酬への反映	独立行政法人評価委員会による平成２４年度の総合評価が「A」評価であり、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断されたこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

３．法人の運営、予算への反映について

評価項目	２４事業年度評価における主な指摘事項	平成２５及び２６年度の運営、予算への反映状況
業務運営に対する総括的な意見	森林総合研究所は森林・林業・木材産業分野における我が国唯一の総合的な研究機関として、東日本大震災対応の調査・研究のように社会のニーズを的確に捉えた取組や基礎的な研究を引き続き推進し、様々な大学・研究機関等とさらなる連携を深め、研究成果に見合った論文数を増やすとともに、内部統制の充実・強化を図り、情報の公開と保護の取り組みを強化することにより、法人としての使命を果たされることを期待する。 平成２２年５月３１日付で政策評価・独立行政法人評価委員会から送付された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」等に記載されている事項について、評価シート、補足説明資料等により確認したところ、着実に対応しているものと考えられる。今後も引き続き確実に対応されたい。	我が国で唯一の森林・林業・木材産業分野の総合的研究機関として、社会的・行政的ニーズに対し的確に対応した。基礎的研究についても引き続き取り組み、内外の様々な大学や研究機関との連携・協力を積極的に行った。さらに、研究成果の向上と普及の促進を図るとともに、内部統制の充実・強化と情報の公開・保護を強力に推進することにより、法人の使命達成に努めた。 財務、保有資産、人件費、契約の適正な管理を進めているほか、PDCA サイクルによりリスク低減を図っている。また、全所を上げてコンプライアンスの推進に取り組むとともに、内部統制の充実・強化に努めていくこととしている。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する	（新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発） バイオマス収穫による土壌養分の変動、木製単層トレイのコストダウン、タケ精油の実用化等の研究成果に対する国民の期待も大きいので、研究を引き続き進	土壌養分の変動については、早生樹種のヤナギを対象に研究を推進している。木製単層トレイは民間企業への技術移転を開始し、技術的なフォローを行っている。タケの精油については、交付金プロジェクトの実施結果において高い抗ウィ

目標を達成するためとるべき措置	めていただきたい。 （成果の公表及び普及の促進） 自然災害の復旧・復興に関して、今後も法人の科学的側面からの支援が期待される。	ルス活性が確認されたことから、さらなる機能の把握と実用化に向けた研究を継続している。 甚大な被害をもたらした伊豆大島の土砂災害について、平成 26 年度に交付金プロジェクトを実施し、現地調査による被害実態把握やメカニズム解明に取り組むこととしている。また、26 年度の南木曾町、広島市の土砂災害において自治体の要請に基づき専門家を派遣し、発生機構や対策について助言を行うなど対応を行った。
業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	（内部統制の充実・強化） 監事による内部統制の取組状況の監査が行われているが、平成 24 年度の結果を精査して、今後も内部統制の徹底強化を図っていただきたい。	平成 25 年度において、「リスク・リストに基づくリスク対応計画」に取り組み、内部統制の強化に努めた。「独立行政法人における内部統制と評価について」（H22.3 総務省）に基づき、優先して対応すべきリスクとして、「組織間及び職員間のコミュニケーション」、「情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備」、「育種苗供給への貢献」、「技術の高度化」の 4 項目を選定し、これらを元に作成した「リスク対応計画」に沿って取り組んだ。
財務内容の改善に関する事項	（自己収入の拡大に向けた取組） 運営費交付金による内部課題研究とのかねあいや萌芽的研究への資金の投入など、効率的な運用を行い、引き続き外部資金の獲得に向けた取組を強化していただきたい。	萌芽的な研究の推進に必要な分析機器を整備し、新たな研究展開を目指した交付金プロジェクトの課題設定を行った。また民間の基金を含む外部資金獲得に取り組んだ結果、平成 26 年度から農林水産省及び環境省の新規プロジェクトを開始することとなった。
その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	（情報の公開と保護） 役職員に対する情報セキュリティ教育・研修を実施したものの、一部の職員について、受講の徹底が図られなかったことは問題であり、研修未受講者を速やかになくすとともに、職員全員に個人情報の保護意識を徹底させる必要がある。	平成 25 年 8 月に発生したメールアカウント盗用事案により、「4．情報の公開と保護」の評価単位について b 評定となったことから、25、26 年度において、特段の対応を行った。情報セキュリティ教育研修については TV 会議システムの利用などにより、未受講者を解消した。新たに e-ラーニングシステムを導入し、これを利用したスキルの判定や、実践的な「標的型メール攻撃」に対する教育訓練等により、情報セキュリティ対策の強化を図った。